

特集

湯浅町の文化財



県指定 施無畏寺開山堂



国史跡 明恵紀州遺跡率都婆（西白上）



県指定 「大地震津波心得の記」碑



国史跡 湯浅党城館跡（湯浅城跡）



国重文 角長（加納家住宅）



国重文 木造阿弥陀如来坐像ほか



国登録 湯浅小学校講堂



町指定 熊野街道道標

熊野古道、湯浅党、醤油醸造。湯浅町には、誇るべき歴史がたくさんあります。その歴史を今の私たちに伝えてくれるのが、文化財です。私たちは、先人たちの思いがつまった文化財を通して、ふるさと湯浅町への愛着心や誇りを育み、次の世代に受け継いでいかなければなりません。

そのために、価値の高い文化財を定め保護していく仕組みが、文化財指定や登録などの制度です。

今年に入って、湯浅町の文化財が新たに国の指定・登録を受けることが相次いで決まりました。郷土の歴史や文化財が、我が国にとっても貴重なものとして認められたということになります。



▲逆川神社本殿



▲地藏堂地藏石仏



▲逆川神社拝殿

国史跡

さかがわおうじあと

逆川王子跡

令和4年11月10日付
史跡 熊野参詣道への追加登録

逆川王子跡は、熊野古道（熊野参詣道 紀伊路）を糸我峠から吉川の集落に下ってきたところにあります。京から熊野に至る参詣道に置かれた熊野九十九王子社のひとつで、平安時代には既に存在していた記録が残され、参詣者は近くを流れる逆川で禊を行ったと伝えられています。

逆川神社として今に伝わる境内地は、江戸時代以降かなり小さくなっていますが、永禄8年（1565）の地蔵石仏や、江戸時代の石燈籠などがあり、少なくとも近世の熊野参詣道 紀伊路の様子を良好に伝えるものとして、既に国指定史跡となっている「熊野参詣道 紀伊路」を構成する資産のひとつに追加指定されました。



▲店舗



▲座敷棟



▲土蔵内部

国登録

きゅうほったちやほ

旧堀田茶舗

立石茶屋

店舗・座敷棟・土蔵
令和4年10月31日付登録

旧堀田茶舗（立石茶屋）は、湯浅の市街地を通る熊野古道沿いにある、かつてお茶の販売などを行っていた住宅兼店舗で、通りに面する店舗は、江戸時代末期に建てられたものと考えられています。熊野古道と深専寺門前、高野街道が交差する四ツ辻にあって、斜め向かいの立石道標などとともに、中心市街地の様子を伝える歴史的景観を構成している建造物として、国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

平成19年（2007）からは立石茶屋という名称で休憩施設として活用されています。



▲仕込蔵

国重文

かど ちよう

角長「加納家住宅」

主屋・土蔵・穀蔵・麹室・仕込蔵・醤油蔵・樽蔵
醤油蔵（北）・醤油蔵（南）・角蔵・辰巳蔵



▲角蔵・辰巳蔵



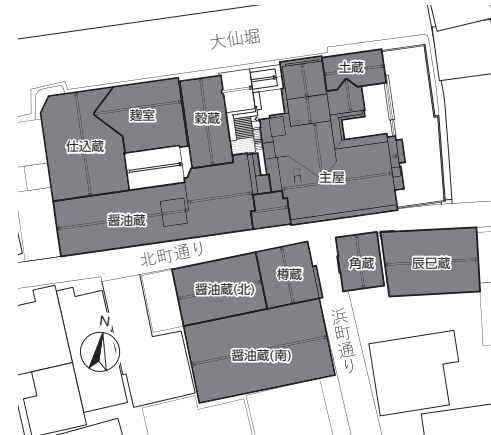
▲主屋外観



▲主屋内部



▲醤油蔵



角長は、江戸時代末期の天保12年（1841）に創業した現役の醤油醸造家です。今回、指定を受けることとなった建物は、創業当初から明治、大正にかけて建てられた住居及び醸造施設です。生活や商売の場である主屋は、江戸末期には小規模な町家であったものの、数度にわたる増改築を繰り返して現在の規模になったことが調査の結果明らかとなっています。また大釜や压榨機がある醤油蔵は構造的に3つに分かれ、これも江戸末期から大正にかけての建築であることがわかっています。

このように、角長（加納家住宅）は、醸造町として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区内にあり、醤油醸造に関する一連の施設が現存し、かつ現役で稼働しているという点において貴重な存在です。

また、古記録に残る敷地拡大の状況と建造物の年代が概ね説明できるという点で、湯浅における醤油醸造業の発展の過程を示す文化財であるということが評価され、国の重要文化財（建造物）に指定されることが答申されました。

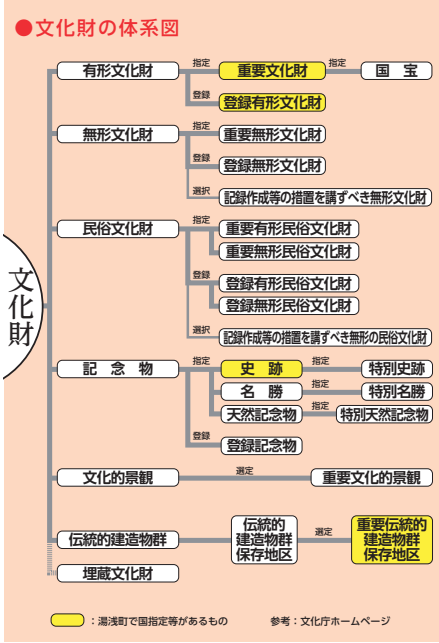
文化財の保護制度

文化財保護法では、文化財の種類を大きく6種類（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）に定義しています。そのうち我が国にとって価値が高く重要なものが重要文化財や史跡などに指定されます。指定にあたっては、十分な学術調査のうえで、専門的な知見から価値を評価する文化審議会での審議を経て、指定にふさわしいと答申されたものが指定されることとなります。文化財登録制度は、指定より緩く歴史的な（50年以上経過している）ものを登録する制度です。

湯浅町には、角長（加納家住宅）を含めて国指定文化財が11件、重伝建地区が1地区、国登録文化財が7棟あります。その他、和歌山県や湯浅町が条例で指定している文化財もあります。

湯浅町の国指定等文化財件数表

種別分類	細別	指定				計
		指定	選定	登録		
有形文化財	建造物	1		7		23
	彫刻	5				13
	絵画					1
	書跡					1
	典籍					6
	歴史資料					2
	工芸品					2
	古文書	2				5
	考古資料					3
	無形文化財					0
民俗文化財	有形民俗					14
	無形民俗					2
記念物	史跡	3				9
	名勝					0
	天然記念物					0
文化的景観						0
伝統的建造物群保存地区			1			1
計		11	1	7		82



湯浅町湯浅 伝統的建造物群保存地区

「伝統的建造物群保存地区」は、歴史的な町並み景観を保護する仕組みとして昭和50年（1975）の改正により設けられた文化財の種類のひとつです。市町村が定めた地区のうち、特に価値の高いものが、国により「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されます。湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区は、醤油醸造を中心に発展した地方の商工業都市の町並みが今に伝わるものとして評価されています。地区内には、江戸時代末期から昭和にかけての様々な表情の建物が並び、通りと小路によって構成される景観が特徴的であるといえます。

伝建地区内では、国の文化財として、外観の現状変更に関する規制や、復原をするための修理事業への補助等の仕組みを通じて、町並み景観の維持向上が図られています。



旧栖原家住宅がオープンしました



11月12日㊤、伝建地区内の元醤油醸造家の建物である旧栖原家住宅がオープンし、一般公開を始めた。

オープニングセレモニーには、二の元所有者である栖原佳子氏をはじめ関係者が参加し、オープンを祝いました。

伝建地区内では、醤油醸造家の主屋建築の内部が見学できる施設は初めてです。館内では、湯浅の醤油醸造や伝統的建造物の特徴を学べるほか、醸造の様子を再現したVRも体験することができます。

■開館時間
9時30分～16時30分

■休館日
毎週水曜日・年末年始（祝日の場合は翌平日が休館日）

湯浅町文化財保存活用地域計画

湯浅町では、文化財保護法や条例で指定等がされている文化財だけでなく、広く地域の歴史を伝えるものを文化遺産ととらえ、地域全体で歴史や文化遺産を守っていく考え方やアクションプランを整理した「湯浅町文化財保存活用地域計画」を作成し、令和3年12月17日、和歌山県で初めて国の認定を受けました。

文化遺産の調査や現状把握に引き続き努めるとともに、その魅力や価値を町内外に普及啓発し、ホンモノの文化遺産に親しむ機会を増やしていくこと等に取り組んでいます。



湯浅町文化財保存活用地域計画
https://www.town.yuasa.wakayama.jp/sohtk/11/4326.html